

# Japan tax alert

EY税理士法人

## OECD、BEPS2.0第1の柱における課税ベース決定の規則案に関するパブリック・コンサルテーション・ドキュメントを発表

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

### エグゼクティブサマリー

2022年2月18日、経済協力開発機構（OECD）事務局は、経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するOECD/G20プロジェクト（いわゆるBEPS2.0プロジェクト）の第1の柱のAmount Aに関する課税ベース決定のための規則案について[パブリック・コンサルテーション・ドキュメント](#)を発表しました。

第1の柱では、グローバルな事業収入に対する課税権を市場国・地域に割り当てる新たなネクサスおよび収益配分のルールを策定します。これは、まずグループの世界的な利益を決定し、その利益の一部を収入ベースの計算式を用いて市場の国・地域に配分するという計算式によるアプローチで行われます。課税ベースは、計算式が適用されるグループの総利益を決定します。この決定の出発点となるのは、グループの連結財務諸表です。規則案では、課税ベースの計算について、税務調整、修正再表示の扱い、欠損金の繰越、グループ構造の変更の考慮など、具体的な内容が示されています。

コンサルテーションドキュメントには、モデルルールを補説するために解説書に記載される予定の追加説明についての脚注が含まれています。

コンサルテーションドキュメントは、利害関係者からの意見を得るために公開された作業文書として位置付けられています。本文書の公表は、本文書の内容に関する包摂的枠組み参加国のコンセンサスを反映するものではありません。規則のいかなる点に対しても意見を提出することができますが、コンサルテーションドキュメントでは、具体的な意見が求められている分野が特定されています（例：非同等の財務会計基準の変換、修正再表示の調整の上限、欠損金の繰越に期限を設けること、グループ構造の変更の取り扱いなど）。

OECDは、規則案に対するコメントを2022年3月4日までに書面で提出するよう求めています。

本アラートの詳細は、2022年2月21日付EY Global Tax Alert「[OECD releases Pillar One public consultation document on draft rules for tax base determinations](#)」（英語のみ）をご覧ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

角田 伸広	パートナー	nobuhiro.tsunoda@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
関谷 浩一	パートナー	koichi.sekiya@jp.ey.com
西村 淳	パートナー	atsushi.nishimura@jp.ey.com
久保山 直	エグゼクティブディレクター	masashi.kuboyama@ey.com
荒木 知	ディレクター	satoru.araki@jp.ey.com
大堀 秀樹	ディレクター	hideki.ohori@jp.ey.com
高垣 勝彦	シニアマネージャー	katsuhiko.takagaki@jp.ey.com
野々村 昌樹	マネージャー	masaki.nonomura@jp.ey.com
加藤 広紀	マネージャー	hiroki.kato@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com) をご覧ください。

#### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax) をご覧ください。

©2022 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20220225

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://www.ey.com/ja_jp)